

## 国分寺市教育委員会議事録 - 第 1 号

会議の種類 第 1 回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 令和 5 年 1 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2 階 203・204 号室

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志

#### (説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	柳 功 一
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	櫻 井 明 徳
恋ヶ窪公民館長	加 藤 征 彦

#### (事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 1 人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番大木委員、4番辻委員を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

- ・令和4年11月8日開催の令和4年第3回国分寺市教育委員会臨時会議事録第13号
- ・令和4年11月24日開催の令和4年第11回国分寺市教育委員会定例会議事録第14号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** おはようございます。本日は、大変寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。本年第1回目の定例会となります。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

1月9日の成人の日「二十彩の集い」には委員の皆様方にもお集まりいただきありがとうございました。成人を迎えた皆さんの大変凛とした立派な態度、うれしく思っております。落ち着いてお話を聞き、また、先生方のビデオメッセージなどもあってよかったと思います。

学校では、1月15日から第二中学校を皮切りにスキー教室がスタートしました。順調に進んでおり、第三中学校は今朝出発し、29日からの第一中学校で終了予定です。冬ならではのスポーツを十分に味わっていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症とともにインフルエンザも流行しております。健康に留意しながら教育活動も進めてまいりたいと思います。

## 〔議事〕

### 1 議案第1号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則(平成25年教委規則第5号)第4条及び第6条第1項の規定により、令和5年1月1日付け人事異動があった者に対し、委員の任命を行う必要があり、従前の委員を解任し、令和5年1月1日付けで新たな委員の任命をする専決処分をしたものである。

**学校教育担当課長** 令和5年1月1日付けで国分寺市立第八小学校に副校長が新たに着任したことから、コミュニティ・スクール協議会の従前の委員を解任し、新たな委員の任命をする必要があり、専決処分をさせていただきました。1枚おめくりいただき、令和4年度国分寺市コミュニティ・スクール協議会委員解任者及び任命者名簿を御覧ください。解任となったのは第八小学校副校長立花ゆりさん、新たに任命となったのは同副校長稲葉大祐さんです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

### 2 議案第2号 第3次国分寺市教育ビジョン策定検討委員会設置規程の制定について

### ＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により、第3次国分寺市教育ビジョンを策定するため、必要がある。

**教育総務課長** 本市の教育ビジョンは、教育振興のための施策に関する基本的な計画で、教育基本法の規定に基づく法定計画です。現行の第2次国分寺市教育ビジョンは令和2年度から令和6年度までの計画期間となっております。令和7年度からの次期教育ビジョンの策定に当たり、計画検討組織を立ち上げて、今後約1年半から2年間ほどの期間をかけて、検討していきたいと考えています。

では、議案の条項立ての制定案を御覧いただきたいと思います。

本則の第1条、目的規定で、本訓令の制定目的を規定しています。第2条については、計画検討組織の任務、所掌事項、第3条については、教育長を筆頭とする計画検討組織の構成員の職名等を規定しています。第4条については、委員の任期の規定を、第5条は委員長及び副委員長の設置に関する規定を、そして、第6条については、本委員会の会議の開催の運営についての規定をそれぞれ置いています。続いて、第7条は意見の聴取等に関する規定を、第8条は会議の事務局に関する規定を、第9条は本会議の運営に係る委任規定を置いています。附則ですが、本委員会の設置規程の施行期日を規定しており、議決をいただいた後、公表の日からの施行で考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**藤井委員** 委員会の設置規程について、第1次、第2次の際も設置規程があったと思いますが、今回特に変化した点等がありますか。

**教育総務課長** 今回の検討組織は、従前のものを参考に制定させていただきたいというものです。第3条の第11号に市立学校の校長は4人以内で規定されており、今後人選を行っていく予定です。

**教育長** 現ビジョンの3年目が終わろうとしています。残り2年のため、第3次に向けて進めていただけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

### 3 議案第3号（請願第5-1号） 国分寺市立第六小学校のマルチルーム（不登校対応教室）に学習指導可能な再任用教員または非常勤教員の配置に関する請願について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市立第六小学校のマルチルーム（不登校対応教室）に学習指導可能な再任用教員または非常勤教員の配置に関する請願について、請願内容を審議する必要がある。

**学校教育担当課長** 本請願は事前に全ての委員の皆様にお読みいただいているため、要旨のみ確認をさせていただきます。

2ページ、項番1の請願の要旨を御覧ください。「国分寺市立第六小学校内に設置したマルチルーム（不登校児童対応教室）に、学習指導可能な再任用教員または非常勤教員を配

置して下さいますようお願いいたします」とあります。

このマルチルームは、国分寺市で設置した施設ではなく、国分寺市が配置したクラスアシスタントを活用して第六小学校が独自に行っている取組です。教室に入れない、集団の中で活動することにつらい思いをしている児童が、安心していられる場所として活用することを目的に本取組を開始したと聞いています。

マルチルームにおける児童の支援や安全管理は、副校長の指導のもと、クラスアシスタントが主に行っており、学習指導に関わる児童の活動の計画や教材等の準備は、担任や学年の教員が行なっていると確認しています。

以上が、現状事務局として把握している内容となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 委員の皆様方には事前に請願の内容についてお読みいただいていると思いますが、協議を進める上で御質問等があれば伺いたいと思います。

私から質問ですが、お話があったように、マルチルームは第六小学校独自の取組ですが、ほかの学校で類似の取組を行っている学校はありますか。もしあれば、加えて説明をいただきたいと思います。

**学校教育担当課長** 国分寺市には、全小・中学校にサポート教室を設置しています。そのサポート教室を使用して不登校児童・生徒の対応をしている学校は多くあります。サポート教室には教員免許の資格を持った支援員がいるため、学習指導も行えるようになっていきます。小学校では週8時間、中学校では週16時間と、支援員のいる時間は限られているのが現状です。

**教育長** 国分寺市として設置しているサポート教室は第六小学校以外の学校も対応を行っており、学習指導も行っているのでしょうか。

**大木委員** 第六小学校では、マルチルームとともにサポート教室が他校と同様に開設されているのでしょうか。

**学校教育担当課長** 第六小学校にも別途サポート教室は開設されています。

**大木委員** 他校と同様に学習指導を行うことができるサポート教室のほかにマルチルームが設置されているのでしょうか。

児童が安心していられる場所としての活用で設置されたと理解をしましたが、マルチルームでも学習指導をしていただきたい旨の要望があったことの趣旨が、理解ができません。私の理解では、マルチルームでは学校に行くことがつらい、学校の教室に入ることが少ししんどいお子さんの一時的な避難場所であり、児童が円滑に教室に戻るための一時的な場所という理解をしていました。今回の請願では、マルチルームでも学習指導ができる方を配置してほしいという希望で、設置の目的と若干違うと感じました。請願者の意図をどのように受け止めればよろしいのでしょうか。

**学校教育担当課長** 請願者に再度確認する必要があるかと思いますが、サポート教室では学習指導を行っていますが、先ほど申し上げたようにサポート教室は時間が限られています。そのため、マルチルームは1週間全て支援員がいるため、サポート教室のような形で学習指導ができるようになればよいとお考えかと推察します。再度確認する必要があると思います。

**大木委員** マルチルームの設置の目的を踏まえ、その点をしっかりと御確認いただければ

と思います。長い間、教室に戻れないと学習が遅れてしまうという保護者の不安は、非常に理解できます。児童が教室に戻ろうとしたときに勉強が遅れているため、戻りづらいと考えることを懸念されているのではないかと推察しますが、本来は慣れるための場所という位置づけであり、勉強よりも慣れや安心感が優先されると思うため、第六小学校でのマルチルームの位置づけについて確認をさせていただきました。

また、現在のマルチルームを使用されている児童・生徒数と、クラスアシスタントの人数は何人でしょうか。

**学校教育担当課長** 日常的にマルチルームを使用している人数は、現在、6人が在室していると確認しています。ただし、学級復帰を目指すことが目的になっているため、常に6人がいるわけではなく、学級に行ったり戻ってきたりしています。

3人のクラスアシスタントが2日、2日、1日、計5日間で、週5日、必ず1日に1人がいる状況です。

**大木委員** 利用されている児童は最大6人で、クラスアシスタントは延べ3人が1日につき1人いる状態です。人数によって、指導が難しいこともあると思いますが、今いるクラスアシスタントに追加しての希望か、クラスアシスタントの代わりに学習指導が可能な教員を配置して欲しいという希望かも確認をいただければと思います。一人ひとりに対して細かなサポートをとという点では、人数の問題もあるため、確認いただければと思います。

**学校教育担当課長** 追加が目的なのか、代わりが目的なのか、請願者に確認をしたいと思います。

**辻委員** 現在のマルチルームにおける指導は、学習指導に関わる児童の活動の計画や教材等の準備は担任、学年の教員が行うという説明がありました。具体的には恐らく、学級ではこの単元を学習しているため、同じ単元についてプリント学習などで進めるようにと準備がされていると思います。

例えば、マルチルームに在籍のお子さんがプリントで学習をした後、学級担任や学年の教員が見て進捗をしっかりと評価し、フィードバックがなされているのでしょうか。

**学校教育担当課長** マルチルームの利用の流れを教員も保護者も確認をしており、児童は登校したら挨拶をして、教室に向かいます。教室に行きランドセル等の私物を置き、その後、担任やクラスアシスタントと勉強内容について確認をして、その後マルチルームで学習を進める流れになります。1日の流れは担任がしっかりと把握をした上で、行った学習についてもクラスアシスタントから学級担任に報告し、担任が内容を確認するという約束が設けられています。

**辻委員** 朝、学級担任とクラスアシスタントがその子のその日の学習について確認をするため、実際マルチルーム内で見回りをしているクラスアシスタントの方も、安全面だけを見守っているのではなく、お子さんが例えば、学習でつまずいたり、何か聞いてみたいと思ったりしたときは、クラスアシスタントが学習内容についてもやり取りをすることはできているという理解でよろしいですか。

**学校教育担当課長** 学習指導はできませんが、学習の支援は行えると思います。児童が困っている場合には声掛けをして、助けることは行っています。

**藤井委員** 御家族の方は我が子の学習が遅れて、それが引き金になり余計教室に戻りにくくなるのが心配という気持ちは非常にお察しします。質問に対する回答を伺っているうちに、うまく機能すれば担任の先生が司令塔になり、全体の統一がとれた勉強をしているほうが、子どもも学習がスムーズにいき教室に戻りやすいと感じました。指導者が2人別々

の形になってしまい、そこにそごが生じると、もしかしたら戻りにくくなるような形にもなりかねません。学校側でもう一度サポート教室の役割とマルチルームの役割、担任との連携について確認していただき、子どもに一番よい形をつくってあげることができればと思います。

サポート教室は勉強する場所、マルチルームは勉強する場所ではないと、少し誤解をしていたのですが、サポート教室とマルチルームの理念や、目的が違うだけで過ごし方は学校内で学習をする環境に特に変わりはないとすると、子どもたちが勉強する環境は、担任の先生の指示に従ってマルチルームでも十分つくれると思いました。

**学校教育担当課長** サポート教室やマルチルームをどのように学校が捉えて、また保護者に対してこれまでどのように御説明してきたのか、その中でどのようにお考えの上でこの請願が出てきたのかも、再度聞き取りをしたほうがよいと思います。確認します。

**教育長** サポート教室の利用についてどうお考えなのかも請願者の方に聞いていただけたらと思います。

**富山教育長職務代理者** マルチルームとサポート教室、両方が併設されて、同じような機能と役割を果たしていることはわかります。実際、サポート教室はどのくらいの子どもが利用しているのでしょうか。トライルームとはちがい、数の数え方が大変難しいと思いますが、教えてください。

**学校教育担当課長** 正確な数は持っていませんが、小学校の場合は週8時間で、支援員の勤務の仕方も8時間1日来る場合と、それから4時間4時間の2日間に分けて指導する場合が学校ごとに違う状況です。よって、それほど多くの人数を受け入れられる状況ではないと考えています。

**富山教育長職務代理者** 支援の内容はいかがでしょうか。

**学校教育担当課長** 支援内容は、学習について意欲づけをしていくことが一番大きいため、自信をなくしている児童に対して以前の学習を振り返りながら指導をしたり、補習を行ったりしていると思います。

**富山教育長職務代理者** マルチルームを活用している6人の子どもたちがサポート教室に1時間、2時間でも行くような相互利用はありますか。

**教育長** マルチルームとサポート教室を併用するパターンです。

**学校教育担当課長** どのような形で学校側が保護者とこれまで話し合いをしてきたのかを再度確認する必要がある点だと思います。

**富山教育長職務代理者** 国分寺市が予算をたてて、再任用教員や退職教員を採用することは非常に難しいことを理解していますが、実際に国分寺市が要求したときに、都から派遣できるのででしょうか。

**学校教育担当課長** 都の派遣について請願に書いていますが、現状ではそのような制度は私たちではないと捉えています。改めて都に確認をさせていただきたいと考えています。

**教育長** 国分寺市での再任用教員の採用、あるいは、非常勤教員という名称もこれは東京都の名称であり、国分寺市ではそのような名称を使った教員を配置している例はないため、十分に理解していただくとともに、都への確認もお願いしたいと思います。

まだ十分に請願者の気持ちや考え、制度の面は、整理をしていかななくてはいけないと思います。また、第六小学校の実態も含めて学校からの聞き取りなどももう少し行っていただいて、改めて審議をしていく必要があるかと考えます。今回は質問までにとどめさせて

いただき、審議を保留し、次回につなげさせていただけたらと思います。委員の皆様方よろしいでしょうか。

それでは、この請願は、審議を継続という形をとらせていただきます。

(採決)

#### 継続審議（全員一致）

**教育長** 続いて議案第4号「国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について」、議案第5号「国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則について」の2件は、共に公共施設予約システムの利用に関する内容のため、一括議題とさせていただきます。提案説明、質疑を一括とし、採決は1件ずつ個別にさせていただきます流れでよろしいでしょうか。

**全員** 異議なし。

#### 4 議案第4号 国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

公共施設予約システムの利用に関し、必要な事項を定める必要がある。

#### 5 議案第5号 国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定に伴い、国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する必要がある。

**公民館課長兼本多公民館長** 提案理由は、公共施設予約システムの利用に関し、必要な事項を定める必要があるものです。担当課は公民館課と社会教育課になります。

現在、国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則により、それぞれの施設の利用は、公共施設予約システムより利用者に仮予約まで入力をしていただいています。その後、利用の3日前までに各施設の窓口に来ていただき、本申請をしていただく流れです。

令和5年2月1日に、公共施設予約システムの更新を予定しており、申請方法が変更となります。システムにおける承認、仮予約申請後の本申請の承認を市長部局及び教育委員会でそれぞれ行うことに変更になるため、新たに国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則を制定する必要性が生じました。制定により、既にある国分寺市立教育センター条例施行規則及び国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する必要があるため、提案いたします。

この改正は、令和5年2月1日より施行ですが、今回、教育委員会で承認の権限を持つことで、今まであった国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則と同じ形で、新たな規則を制定いたします。

大きな変更点は、仮予約後、申請者に窓口で承認書をお渡していましたが、承認書を全てシステムで行い、最後の本申請まで行うため、利用するときの紙の提示が不要となる点が大きく異なります。また、システム上、受付期間の入力を4日前までに済ませていただき、3日前までに全て受付を完了してもらった流れでしたが、使用する当日までと変更している点が大変な変更点となります。

議案第5号は、第4号の国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定に伴い、国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する必要があるため提案いたします。現行と改正後の新旧対照表があります。システムは通さずに直接各施設で仮受付をして、同じように利用する3日前までに本申請を出すという運用をしているのですが、今回の変更に伴って、統一性を図るために併せて改正をお願いするものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 4日前までは、紙の提示が不要になり、全て画面上で手続が行え、利用者にとっても非常に便宜が図られるようになったと受け取りました。

逆に何かデメリットなどの利用者の方にとって不便になること、あるいは、公民館など施設において、むしろ不便や困るようなことが生じることはありませんか。

**公民館課長兼本多公民館長** システム上の流れが変わるため、システムの入力が変わりますが、運用は今までどおり継続するため、不便をお掛けすることはありません。

**大木委員** 本申請の受付が当日までとなると、例えば、当日急にキャンセルが生じるなど、想定していないようなことが生じる可能性もあるかと思いました。利用者は、より便利になる想定だとは思いますが、これに伴って何か問題が生じる可能性、今まで生じていないようなことが想定されるのであれば、事前に対応策などを検討しておいていたほうがよろしいかと思いました。

**公民館課長兼本多公民館長** 今まではシステム仮申請の状態では、利用者の方がいつでも御自身で、システムでキャンセルができました。これからのシステムでは、本申請になりますと各施設に申出ただいて、施設でキャンセルの手続をします。タイミングよっての取扱いは、今後も同じため、私どもがサポートさせていただくことになります。

**辻委員** 予約システムが導入されてしばらくたつと思いますが、公民館利用団体の中にはメンバー全てが、入力作業が難しい方もいると思いますが、現状どのようなサポートをしていますか。

**公民館課長兼本多公民館長** 各公民館には予約システムの専用の端末を受付に設置しているため、システムの入力が難しい方は職員と一緒に画面を見ながら操作しています。

併用して、紙ベースの受付も行うため、システムの運用が中心ですが、職員がサポートしていきます。

**辻委員** サポートを受けて公民館の窓口で仮予約まで済ませた方が本申請をするためには、また公民館に来て、サポートを受けながら本申請の入力作業を行うことになりませんか。

**公民館課長兼本多公民館長** システムで入力を受けたものは、本申請はシステム上で最後まで行うため、先ほど議案第5号に係るシステム外で受付をしたお部屋は、今までどおり紙ベースで本申請していただくことになりませんが、システムで受付をした方は、システムで本申請まで完結するという、併用しての運用となります。

**辻委員** 仮予約と本申請が同時にできる場合があるのでしょうか。自宅で入力作業などができない方が、公民館に二度足を運ぶ状況は変わらないのかという質問で、それが本申請もシステム化されることによって、1回で済むような場面がメリットとして出てくるのかと思い、お尋ねしました。

**公民館課長兼本多公民館長** 施設の予約方法には、予約システムで利用する2か月前に申込み、抽選する方法と、1か月前の1日から先着順で申し込む方法の2パターンの受付を

しています。更に、使用したい日の3日前から当日にかけて、空いているお部屋があった場合は、直接窓口に来ていただいて利用いただく方法があります。その場合、紙に書いていただいて、利用いただく方法をとります。

**辻委員** 本申請がシステム化される点が変わるだけで、今までと大きな違いはないのでしょうか。

**公民館課長兼本多公民館長** 紙ベースの運用も併用します。

**辻委員** もう1点確認ですが、新旧対照表を見ると、現行では紙ベースも併用しながら申請期限が3日前まで可能になっていますが、当日まで可能にしてしまうことで、事務作業上の負担や混乱は生じないでしょうか。

**公民館課長兼本多公民館長** システムは3日前から入力ができなくなります。システム上で職員が本申請の作業をするため、当日まで利用者はシステムを使えません。部屋が空いていれば直接窓口に来て、お部屋を予約することはできますが、件数は多くはない状況であるため、混乱することはありません。

**社会教育課長** 公共施設予約システムが導入される前は公民館使用条例施行規則や国分寺市立教育センター条例施行規則に基づいて運用をしていました。公共施設予約システム導入後、国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則に従い運用しています。

公共施設予約システムの範囲は、使用の4日前までで、それ以降は予約システムの適用にはなりません。そのため3日前からは、従来使用している国分寺市立教育センター条例施行規則等に基づいて運用されます。よって、従来と対応は異ならないため負担も変わりません。

3日前からは、窓口で直接使用申請をしていただきます。今回の公共施設予約システムの変更は、公共施設予約システムを使う範囲、つまり使用の4日前までの手続きで便宜を図るための変更です。これまで2段階の手続があったものが、1段階で済みます。この利便性が、今回の大きな変更になります。

これまではこの手続を国分寺市で行っていたのですが、教育委員会で行えるように、前回定例会で市長の権限に属する事務の補助執行の解除について御協議していただきました。市長部局が統轄していた国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則は、教育センターや公民館の運用は、教育委員会の権限で行えるように、今回、教育委員会独自の規則として制定及び改正の議案を出させていただいています。

**辻委員** お尋ねした趣旨は、システムの面で利便性が上がると、一方で入力とかシステムを使いこなすのがなかなか難しい方が、かえって取り残されることにならないかと思心配になったため、お尋ねしました。

**教育長** これだけ質問があり、答えるということは、便利になっても戸惑う方もいるでしょう。丁寧に利用者の負担にならないように対応をお願いしたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。議案第4号、国分寺市教育委員会公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について、原案のとおりよろしいでしょうか。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

**教育長** 続きまして、議案第5号、国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおりよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 〔協議〕

### 1 国分寺市国際協会の役員の推薦について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 現在、国分寺市国際協会の役員においては、本市の教育委員会から大木委員を選出していますが、今年3月末日で任期が満了いたします。本市教育委員会より次期委員の推薦をお受けしたく協議をお願いするものです。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 国分寺市国際協会の小田会長からの御依頼です。役員の推薦についていかがでしょうか。どなたか推薦いただけたらと思います。

**富山教育長職務代理者** 役員として2年間、大木委員においてはお疲れさまでした。大変重要な役割、役職だと私は考えています。引き続き、大木委員にお願いできたらと考えて推薦いたします。

**教育長** 大木委員、大変お忙しい中ですがいかがでしょうか。

**大木委員** 御推薦いただきありがとうございます。私も非常に不勉強でしたが、この2年間で非常に多くのことを私自身学ばせていただきました。国分寺市国際協会から多文化共生、多文化理解のためにも小・中学生に今後も関わっていただけないかという希望もいただいています。今後、世界に羽ばたく子どもたちのためにも、国分寺市国際協会との関係性は非常に重要だと考えています。僭越ながら引き受けさせていただき、精一杯務めさせていただきます。

**教育長** 次期役員も大木委員を推薦をさせていただきます。

## 〔報告〕

### 1 令和4年第4回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

**教育部長** 令和4年第4回定例会の一般質問について報告させていただきます。

令和4年第4回定例会の一般質問では、教育委員会の事務事業に関連する通告が16人の議員からありました。主な質問について、その答弁内容を報告いたします。資料No.1、一般質問通告一覧を御覧ください。

2番、さの久美子議員。項番2、平和事業について。ピース・メッセンジャーに派遣された児童・生徒の平和祈念行事での報告がよかった。参加がなかった学校も含めた各学校での紹介・周知について質問がありました。それぞれの児童・生徒が在籍する学校では様々な方法で紹介が行われている。また、平和祈念行事当日も、多くの校長が参加し、その素晴らしさを感じたところである。引き続き、校長会などを通して内容の素晴らしさを周知しながら、参加がなかった学校にも報告内容が広がるよう努めたい旨、答弁しました。

項番6、安全・安心のまちづくりについて、(1)防災教育について。各学校での防災教育に対する取組について質問がありました。安全指導や避難訓練の年間計画をたて、学校

防災マニュアルに基づく防災教育を行っている。毎月実施している避難訓練のほか、地震などの自然災害から身を守る方法や安全の確認の方法などの指導を計画的に行っている。また、HUGという避難所運営ゲームを行ったり、全国学校安全教育研究大会の研究協力校となり、研究成果を発表したりするなど独自の取組を行っている旨、答弁しました。

3番、小坂みちよ議員。項番3、武蔵国分寺跡史跡指定100周年記念事業について。仮称国分寺市郷土博物館建設基金を増やすための周知について質問がありました。さらなる積増しができるよう周知活動について研究・検討したい旨、答弁しました。

項番4、児童・生徒の芸術に触れる機会を増やす取組について。芸術鑑賞教室や連合音楽会、音楽鑑賞教室の取組、また、民間の劇場で児童等を無料で招待する取組の参加状況について質問がありました。芸術鑑賞教室などは、感染防止対策を徹底した上で工夫して実施している。また、市内の小学校では、劇団四季のこころの劇場に応募し、参加をしている。令和5年度は府中の森芸術劇場で実施され、市内の小学校6年生全員が参加する予定となっている。劇場公開が再開になり、大変楽しみにしている旨、答弁しました。

4番、高橋りょう子議員。項番1、健康推進施策、(1)新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの状況について。インフルエンザで学校閉鎖が出ている自治体もある。国分寺市の状況について質問がありました。国分寺市では当時、現在のところインフルエンザによる学級閉鎖等は発生していない。これまで新型コロナウイルス感染症防止対策として検温、会話時のマスク着用や手洗いなど基本的な対策を講じているが、インフルエンザの流行にも備え、継続するとともに、発生時には速やかに必要な措置を講じていきたい旨、答弁しました。

項番5、砂川用水路の整備、(1)子どもの落下防止等安全対策について。砂川用水の学習について質問がありました。「わたしたちの国分寺」という副読本には「玉川上水と国分寺」という資料が掲載されており、その資料を通して、玉川上水から分水した野中新田分水、後の砂川用水が当時の住民の生活を支え、新田開発を進めた大切な史跡であることを学んでいる。また、第六小学校では美しい用水の会の方々の協力をいただきながら、砂川用水路の歴史などを学んでおり、今後、現地の見学に行く予定だといった旨、答弁しました。

5番、だて淳一郎議員。項番5、学校屋上の活用について、(1)屋上緑化(2)太陽光、風力発電。市内の小・中学校における屋上緑化、太陽光発電についての質問がありました。答弁として、第三小学校、第四中学校では屋上緑化、第四小学校では、屋上緑化とともに、太陽光発電機を設置している。その他の学校の屋上緑化は、校舎への荷重の影響を考慮しなければならないこと、散水や雑草の手入れなど日常的な管理が行き届かなくなるといった課題がある。太陽光パネルの設置についても既存校舎への設置には課題があり、新たな校舎の建設のタイミングで計画的に設置を検討していくことが望ましいと考えている。今年度、第三小学校及び第十小学校について検討を行っているところである。ゼロカーボンシティとして脱炭素社会を目指していく国分寺市の方向性に沿って、教育委員会としても、校舎の増築や更新時など、新たな学校施設整備のタイミングを捉えて、太陽光発電機器の設置などについて検討を行っていきたい旨、答弁しました。

6番、皆川りうこ議員。項番2、国分寺市地域福祉計画について、(1)国分寺市地域福祉計画実施計画(後期)②市民生活の安全・安心の向上。子ども110番の家について、教育委員会では各学校の学区ごとに子ども110番の家の住所をリスト化したものを作成しており、毎年更新し、提供している。必ずしもマップの作成を依頼しているわけではなく、

運用は各学校のPTA等のやりやすい方法で行っているが、よりよい取組となるよう、今後も学校と連携を図っていききたい旨、答弁しました。

8番、新海栄一議員。項番1、国分寺市郷土博物館建設について。郷土博物館建設のための基金の充実、諸課題について質問がありました。基金を設置し、多くの方々に協力をいただいているが、財源としてはまだ十分とは言えない。さらなる基金の積増しに向けて、周知の方向をしっかりと研究していききたい。課題は財政的な面のほか、建設候補地の課題がある。提案のあった国分寺市消防署西元出張所は国分寺市の土地ではなく、所有者の考えも把握する必要があり、現段階では提案として受け止めさせていただく。基本構想から社会状況が大きく変わっており、社会教育や学校教育との連携のほか、まちづくりや観光の視点をもってどのように郷土博物館を整備及び活用していくのか、全庁的に検討していく必要がある旨、答弁しました。

9番、木島たかし議員。項番5、通園バスの安全対策について。教育委員会での調査・取組について質問がありました。特別支援学級ではスクールバスによる送迎を事業者に委託して実施している。文部科学省から、送迎バスの安全装置の設置に関する支援の実施について通知が発出されているが、詳細については今後示されるとされている。今後の国からの具体的な情報を確認するとともに、委託事業者に対し、改修等を働きかけるなど適切な対応を図っていききたい旨、答弁しました。

項番6、聴覚障がいのある子どもの教育環境支援について。聴覚障がいのある児童・生徒への対応、通級指導学級の設置について質問がありました。教育相談室では、言葉の遅れや発音、聴こえの悩みなどについて専門の相談員が相談を受け、必要に応じて聴力や言葉の検査、訓練、助言も行っている。希望がある場合は、近隣市の聴覚障がいを対象とした通級指導学級に通級することもできる。通常学級ではデジタルワイヤレス補聴援助システムという機器を活用している児童・生徒もいる。学校では事前に保護者とよく相談した上で、児童・生徒の状況に応じた支援を行っている。学級の設置は、利用者数や利用者のニーズを十分に考慮する必要があるため、研究課題としたい旨、答弁しました。

10番、及川妙子議員。項番1、中学校の部活動について。中学校の部活動の地域移行、教員の事務軽減について質問がありました。検討会議提言やガイドライン案が示され、教育委員会と関係部署で情報共有し、検討を開始したところである。国や都からの補助金等も含めて、しっかりと動向を注視していききたい。スクールサポートスタッフなど副校長補佐の配置、校務支援システムの導入による書類の電子化などで事務時間の軽減を図っており、各学校でもいろいろな工夫をしているが、教員の勤務時間の大きな変化には至っていないといった旨、答弁しました。

項番5、教育改革について。視察した戸田市の教育改革を踏まえた市の取組について質問がありました。国分寺市としても民間企業や大学など様々な分野との連携で教育活動の充実を図っている。戸田市を学びながらしっかりと国分寺市独自の教育活動の充実にあたっていききたい。戸田市が実施しているようなアンケート調査も大切だが、毎日行う授業で教員一人ひとりが子どもたちの学習状況をしっかりと見取りながら、丁寧に指導を行っていくことが最も大切だと考える。教育委員会としては、子どもたちにとって何が必要なかをしっかりと考えながらあらゆる方法を模索し検討してきたい旨、答弁しました。

11番、星いつろう議員。項番2、いわゆる「不登校」のサポートについて。学校に行かない、行けなくなった児童・生徒、保護者の相談体制、サポート団体、トライルームについて質問がありました。学校に相談をしていただき、学校や家庭の様子について情報共有

を図りながら対応策などを話し合うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎ、細かい支援体制や相談を進めていく。サポート団体や居場所の情報提供は、相談をしていただき、一緒に考えていきたい。トライルームは、自学自習が基本であるが、指導員が課題選びや助言などの指導を行い、一緒に運動をしたり、コミュニケーションタイムを設けたりしながら、人とのつながりを大切にするよう指導している。トライルームもここ数年で増設して、開設日も増やしている。また、タブレットなども活用しながら支援しており、一人ひとりのニーズに応えながら支援体制をしっかりと整え、不登校対応を行っていききたい。サポート団体等への財政的な支援は、現在は考えていない旨、答弁しました。

項番5、公民館の夜間体制について。公民館では、通常時はもとより、緊急時の対応についてもマニュアル等により周知し、確認している。何かあればすぐ連絡がとれるよう館長等の連絡先も把握しており、指示を確認しながら対処している。また、併設の図書館は、夜間勤務の職員がいるため連携もとりながら対応していく旨、答弁しました。

12番、はせべ豊子議員。項番5、社会教育の在り方について。機構改革検討委員会における課題の検討状況、関係機関への報告について質問がありました。関連する教育部内の社会教育課、公民館課、図書館課で協議・調整の上、部の考え方を集約して検討委員会に報告した。関係団体等への検討結果の報告は、会議等の席で適宜情報提供をし、所管の業務に大きく変更が生じるような場合は、情報提供や必要な意見聴取も行っていきたい旨、答弁しました。

項番6、恋ヶ窪公民館の課題について、(1)エレベーター設置の現状について。現施設にエレベーターを設置することは、改修により既設の部屋に影響が出るなど難しいと考えている。今後も現時点では次のステップの方向性が見えず、なかなか市民に説明できるような状況にない。状況に変化が生じた場合には、改めて関係者等に説明していきたい。現庁舎用地への恋ヶ窪公民館の移設もあるため、その中で解消することも一つの方法であると考えている旨、答弁しました。(2)西恋ヶ窪四丁目用地における暫定恋ヶ窪公民館の建設について。暫定恋ヶ窪公民館の建設について質問がありました。新型コロナウイルス感染症対策のため、庁用車の駐車場として活用してきたが、今後も新型コロナウイルス感染症対策のため、活用することが想定される。今のところ次のステップを検討するという状況にはない旨、答弁しました。

13番、尾作義明議員です。項番8、史跡公園のトイレ設置について。整備地区内での新設、既存のトイレの改修について質問がありました。国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会での審議では、史跡周辺の現状を鑑み、中枢部周辺地区にトイレを設置することは想定せず、講堂北側の既存トイレを洋式化するなどの改修工事を実施する等の意見をいただき、南門地区でのトイレの設置は難しいと考えている。既存のトイレの改修は所有者に意向を確認するとともに、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会や、文化庁等の意見を伺いつつ、研究・検討していきたい旨、答弁しました。

続いて、15番、小坂まさ代議員。項番1、女性の心と体の支援について、(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて。学習指導要領に基づき、性に対する正しい知識や性の尊重について、発達段階に応じて指導を行っている。誰もが尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けて、違いを認め、お互いを尊重する態度の育成に取り組んでいる旨、答弁しました。

項番3, 学校に行けない, 行かない子どもたちの支援について。学校に行けない子の学びの保障, 家庭への支援, 関係部署との連携, トライルールの空間づくりについて質問がありました。各学校では, 学校に行けない, 行かない子どもたちに対し様々な方法で支援を行っている。個々の抱えている状況は様々で, 一人ひとりに応じた学びの保障を, 本人, 保護者と一緒に考えていくことが基本である。家庭への支援が必要な場合は, スクールソーシャルワーカーの面接や家庭訪問, 関係部署等との連携を図りながら支援していく。保護者の集いのような機会を設けたり, 支援団体の活動に名義後援を行うなど, 保護者の支援・連携を図っていく。トライルールは, 児童・生徒が少しでも通いやすい, 学習に向かいやすいように机の配置や掲示物の作成, 書籍の並べ方など環境の整備にも細かく気を配っている。また, ソファを置いたり, パーティションで区切ったりしながらリラックスできる環境の充実に努めている。各地区のよいところを参考に, その運営状況を知り改善に努めたい旨, 答弁しました。

16番, 中山ごう議員。項番2, 小・中学校給食への補助について, (1) 物価高騰対策の拡充を。6月の補正予算で今年度末までの価格高騰を想定した対応をしており, 現在の状況を踏まえて, 現予算で対応できると考えている。来年度予算は情報収集に努め, 現状の把握及び今後の状況を想定しながら食材料費の確保に必要な予算を検討したい旨, 答弁しました。

続いて, (2) ひとり親家庭への拡充を, 併せて(3) 無償化に向けての検討を。就学援助制度により給食費は援助を行っている。また, 食材料費高騰分への対応も図っているが, 基本的には学校給食費は主に食材料費であり, 個人で負担すべきものと考えている。財政的な側面も含め, 無償化を選択することは難しく, 今のところ現状のまま進めていきたいと考えている。ひとり親家庭については, 児童扶養手当を受給されている方を支援の対象としているが, 給食費等のみを別途基準を設けて援助することは, 現在のところは考えていない旨, 答弁しました。

項番3, 住みやすいまちづくりを, (3) 通学路での児童の見守りについて。児童・生徒の見守りは地域の様々な方々の支え合いで成り立っていると考えている。今後もお手伝いいただける方々の発掘に向けて, 関係部署, 関係団体との連携, 保護者の協力など働きかけていきたい旨, 答弁しました。

17番, 岡部宏章議員。項番3, 中学生にも全員に温かい給食を, (1) 食育の一環である学校給食としての要改善課題。食育の観点から毎日様々な食材を使用し, バリエーションに富んだ献立を作成している。委託事業者とも情報の共有を図りながら, 質のよい安全で安心な学校給食の提供に努めるとともに, 生徒や保護者への情報発信についても努めたい。今後は現在の学校施設の状況から自校方式の給食提供は難しく, センター方式も委員会等を立ち上げての検討はしていない。中長期的には他市の情報も収集しながら, どのような方法がいいかなど, 検討すべき課題であると捉えている旨, 答弁しました。

項番4, ジェンダー平等の前進に向けて, (1) 痴漢をはじめとする性暴力根絶のための施策の強化を。学校教育は人格の完成を目指して, 豊かな人間性や社会性の育成を重視して取り組んでおり, 国分寺市の学校においても人権教育は道徳教育をはじめ全ての教育活動を通して, その充実に努める取組を進めている。特に, 今年度は, 「国分寺市すべての人を大切にすまちな宣言」を活用しながら, より充実した取組が実践できるよう全校で進めている旨, 答弁しました。

18番、高瀬かおる議員。項番2、医療的ケア児支援について。市内の学校には、これまで法の規定している医療的ケアを希望された方はいない。今後、希望があった場合は、学校、保護者等と相談、協議しながら、関係機関とも連携し、対応する旨、答弁しました。

最後になります、19番、尾澤しゅう議員。項番4、武蔵国分寺跡のトイレについて。敷地内のトイレ整備については、遺構を壊さないことなど多くの制限がある。電気や上下水道のない場所にも設置が可能なトイレについては、今後検討する上では一つの手法になると考える。提案のような新しい技術も併せて研究していきたい旨、答弁しました。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

## 2 国分寺市立第七小学校校舎増築工事における地中埋設物について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 国分寺市立第七小学校校舎増築工事における地中埋設物についてです。資料No.2を御覧ください。昨年の市議会において、工事請負契約の締結に係る議決をいただいた後、35人学級実施のための市立第七小学校の増築棟の建築工事に着工しましたが、昨年の12月中旬に資料の表面の写真にあるボリュームの地下埋設物を確認しました。裏面を御覧いただくと、この増築棟建設のために今回掘削をした区域を濃い色で表記しています。この埋設物については、コンクリートの塊で、12月下旬に撤去処分を実施済みです。

撤去処分後は、当初の工事計画のとおり、現在、増築棟の整備工事の工程に戻っており、工事の遅れはありません。

今後は、地中埋設物の撤去処分に係る各経費など、新たな経費の増減要素の可能性なども含めて確認精査の上で、適切な時期に所要の手続を図っていくことを検討してまいります。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 発掘された地中埋設物がコンクリートの塊は、どのような性質のものですか。有害物質などが含まれていなかったか確認させてください。

**教育総務課長** 出てきたものは通常のコンクリートの塊で、基礎などに使うコンクリートではないかということですが、何に使われていたのかは不明です。

市長部局の建築部門の担当課も入って、その処理について協議・検討を十分に行った上で、この塊は残らず産廃業者において適切に処分を行ったものと伺っているため、そのような心配はないと考えています。

**大木委員** 万が一、児童や教職員に何かあってはいけないため、有害物質などは含まれていなかったと考えてよろしいですね。

**教育総務課長** 現時点で詳細な報告は、受けていませんが、出た塊の内容も含め十分に検討の上で適切に処分をしたと伺っているので、そのような心配はないと考えています。

**教育長** では、その点について改めて確認だけはしておいてください。

## 3 寄附の受領について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 寄附の受領について報告いたします。資料 No. 3 を御覧ください。市立第五中学校に対して、水野香盟様から和楽器の琴 2 面の寄附をいただいています。学校からはこの寄附物品を音楽の授業などで活用していくと伺っています。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

なし

#### 4 令和 4 年度第 2 回いじめに関する調査の結果について

(事務局からの説明)

**野村指導主事** 資料 No. 4 を御覧ください。今年度 11 月に実施したいじめに関する調査の結果を報告します。前回の調査が令和 4 年 6 月末時点の調査だったため、今回は令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までを対象期間として調査しました。

調査結果の説明に入ります。資料左上の表 3 行目を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は小学校が 606 件、中学校が 24 件でした。昨年度の同時期と比較すると、小学校、中学校ともに若干減少しています。認知したいじめの内容の傾向は、前回と同様でした。小学校、中学校ともに、最も多いのは、暴言・悪口等でした。続いて多い内容として、軽い暴力、嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられるなどが挙げられています。

続いて、右下のグラフを御覧ください。いじめられている人を知っていると答えた人数は、小学校で 187 人、中学校で 7 人となりました。昨年度の同時期と比較すると、小学校、中学校ともに減少しています。前回の調査では、小学校 1 年生の人数が多く、全体の数も大幅に増加していましたが、今回は小学校 1 年生の数値も昨年度と同様になっていました。これは、学校生活や友達との生活に慣れ、嫌なことと思うケースが減少したことや、自分たちで解消できることが増えてきたことなどが考えられます。

今回の調査では、いじめの認知もいじめられている人を知っている人数も、前回及び昨年度の調査から減少していました。減少した原因には、人間関係の構築が進んだことや、各学校におけるいじめ防止の取組やふれあい月間の取組等が考えられます。

一方、感染防止対策により、人との距離をとる生活は続いており、今後とも検出しづらい児童・生徒のトラブルや悩みについて注視していくよう各学校に指導してまいります。

最後に、左下の表を御覧ください。11 月調査で学校が認知した件の 2 学期末の対応状況です。小学校で 2 件対応中の事案があり、学校が継続して指導、支援を行っています。この件を含めて、各学校とも児童・生徒の状況を丁寧に見取り、継続的に見守りを行っています。昨年度から継続している件は、審議会の先生に御意見をいただきながら、現在も対応しています。

今回の調査は、重大事態や重大事態の疑いとなる事案は報告されていません。今後も、児童や生徒の現状の把握や、家庭及び関係機関との連携などを通して、丁寧に対応を進めてまいります。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 認知したいじめの内容で、暴言、悪口等は、表に見えやすいものだと思います。しかし、周知のように、PC や携帯などは、外に見えづらいことがあるかと思います。今回、4 件、5 件という数ではありましたが、あくまでもそれは表に見えているところだと

思うため、大人が見えないものは、引き続き、学校と連携して丁寧に関わっていただければと思います。

このPC・携帯によることの4件、5件の報告の中で、特に気になる、今後検討を進めなくてはいけないというような事例はありますか。もしあれば、差支えのない範囲で教えていただければと思います。

**野村指導主事** 気になる件は、例えば、学年が上がってきたときに、SNSを通じて先輩や友達から注意されたことが、口で直接言われることよりも、もっと気になってしまい対処がなかなか難しかったという報告を受けています。そのような対面との対応の違いは、今後とも注視していかなければと思います。

また、初めに御指摘いただいた見えづらさは、生活指導主任会だけでなく、情報教育推進委員会でも情報モラルについて研究をしているため、様々なところから指導を充実させていきたいと考えています。

**教育長** 見えないところにもしっかりと配慮をいただけたらと思います。

**富山教育長職務代理者** いじめられている人を知っていると答えた人数が出ていますが、知っている子どもたちに働きかける指導が、いじめをなくす上で大変重要な指導かと思えます。いじめの4層構造を考えたときに、お笑い気分で助長をするような観衆の部分や、怖いから見て見ぬふりをしたり、また自分のところに矛先が回ってきたら嫌だから見て見ぬふりをしたりするような傍観などを少なくすることが大事だと思います。

そのような意味でいじめられている人を知っているという答えが出たときに、その子どもたちをターゲットにしながら、学校の中では色々な指導がされていると思います。事例があれば教えてください。

**野村指導主事** いじめられている人を知っていると先生に答えていただいたお子さんを守るための学校の取組で、例えば、前回、数多くいじめられている人を知っていると回答した学校は、先生方が知っていることも含めてたくさん教えてほしいと伝え、そして、君たちが言ってくれたことは、必ず配慮して君たちを守るという指導をした上で、子どもたちにいじめに関する調査をしたという報告を前回は受けています。

また、今後ともいじめられている人を知っているという子どもが増えていき、傍観者が減るように指導を進めていきたいと思います。

**富山教育長職務代理者** 見て見ぬふりをするのはいじめと同じだと、学校に行くと標語が飾っているのを見掛けますが、いろいろな形でいじめを知っているという子どもたちが出てきたときに、その子たちの、いじめをしない、させない、許さないような気持ちを育てていくような指導を今後ともお願いしたいと思います。

**教育長** いろいろな取組を学校でしていると思います。児童会・生徒会を中心とした取組もありますし、各学級での取組もあろうかと思えます。聞き取りをしていただいて、全校に広めていくような指導をお願いします。

**辻委員** 以前、このいじめに関する調査の結果を報告いただいた際に、中学校の部活動の場面でいじめが認知されていることがあるのかという質問があったように記憶しているのですが、今回の調査ではその分析はされていませんか。

**野村指導主事** 今回も部活動の中で、先輩からの助言がその子にとっては傷つくものであったという報告は受けています。

**辻委員** 部活動の場面ですと、学級担任や各学年の教科の先生以外の顧問の先生の関わり、コーチや指導員、それから先輩、後輩の中での指導関係も大事になってくると思います。認知した場合、部活動の場合はどのような体制で対応しているのでしょうか。

**野村指導主事** 部活動でのいじめやトラブル等は、顧問や副顧問が状況を把握していることが多くあります。その上で担任だけではなく、生活指導主任も交えながら、場合によっては管理職も含めて組織として対応していると報告を受けています。

**辻委員** 例えば、小学校低学年のクラス内で発生して、そこで解決するようないじめと違い、かなり組織的な対応が必要になると思います。中学生でしたら本人も気持ちを言うのが難しいときもあると思います。今後も丁寧な対応をしていただければと思います。

**教育長** 部活動は、学年を超えた部分も出てきます。生活指導主任、生活指導部会が入りながら、もちろん担任も含めて指導に当たっていくことが基本的な体制になっています。徹底も併せてよろしくお願ひしたいと思います。

### 〔その他〕

なし

### 〔閉会〕

午前 11 時 00 分、教育長は閉会を宣言した。

**署名委員**

1 番

大木 桃代

4 番

辻 亜希子

**調製職員**

廣瀬喜朗